放射線部
材料部
救急部
リハビリテーション部
総合臨床部
集中治療部
医療情報部
光学医療診療部
輸血・血液浄化療法部
腫瘍化学療法部
地域医療連携室
緩和ケア室
薬剤部
看護部

（診療科及び診療施設の部長等）

第二十条　診療科及び診療施設に、部長（外傷・熱傷・事態対処医療センターにあつては、センター長、地域医療連携室及び緩和ケア室にあつては、室長）を置く。

2　診療科の部長並びに診療施設（薬剤部及び看護部を除く。）の部長、センター長及び室長は教官をもつて、薬剤部及び看護部の部長は技官をもつて充てる。

3　部長は、病院長の命を受け、診療科又は診療施設（外傷・熱傷・事態対処医療センター、地域医療連携室及び緩和ケア室を除く。）の事務を掌理する。

4　センター長は、病院長の命を受け、外傷・熱傷・事態対処医療センターの事務を掌理する。

5　［略］

別表第三（第三条関係）

区分	専任の教授・准教授・講師の数	専任の助教の数
学科目		
医学科に設ける講座	一二	六一
看護学科に設ける講座	六七	一六
合計	三三	七七
	一一二	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（航空総隊司令部、航空支援集団司令部、航空教育集団司令部、航空開発実験集団司令部、航空方面隊司令部及び航空団司令部組織規則の一部改正）

第三条　航空総隊司令部、航空支援集団司令部、航空教育集団司令部、航空開発実験集団司令部、航空方面隊司令部及び航空団司令部組織規則（平成元年総理府令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（幕僚長）	（幕僚長）
第三十九条　幕僚長は、航空開発実験集団司令官の命を受け、装備開発官の職務並びに部務及び課務並びに監理監察官及び医務官の職務を統制する。	**第三十九条**　幕僚長は、航空開発実験集団司令官の命を受け、部務及び課務並びに監理監察官及び医務官の職務を統制する。

放射線部
材料部
救急部
リハビリテーション部
総合臨床部
集中治療部
医療情報部
光学医療診療部
輸血・血液浄化療法部
腫瘍化学療法部
地域医療連携室
緩和ケア室
薬剤部
看護部

（診療科及び診療施設の部長等）

第二十条　診療科及び診療施設に、部長（地域医療連携室及び緩和ケア室にあつては、室長）を置く。

2　診療科の部長並びに診療施設（薬剤部及び看護部を除く。）の部長及び室長は教官をもつて、薬剤部及び看護部の部長は技官をもつて充てる。

3　部長は、病院長の命を受け、診療科又は診療施設（地域医療連携室及び緩和ケア室を除く。）の事務を掌理する。

［項を加える。］

4　［同上］

別表第三（第三条関係）

区分	専任の教授・准教授・講師の数	専任の助教の数
学科目		
医学科に設ける講座	一二	六六
看護学科に設ける講座	六七	一六
合計	三三	八二
	一一二	

改正後	改正前
（幕僚長）	（幕僚長）
第三十九条　幕僚長は、航空開発実験集団司令官の命を受け、部務及び課務並びに監理監察官及び医務官の職務を統制する。	**第三十九条**　幕僚長は、航空開発実験集団司令官の命を受け、部務及び課務並びに監理監察官及び医務官の職務を統制する。